名　用　第７５４号
令和４年１月１４日

三重県土地家屋調査士会　様

名張市長　亀井　利克

地籍調査等の成果の閲覧や証明交付申請について

平素は当市土地行政に格別のご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、このたび地籍調査事業の進捗状況に鑑み、地籍調査等の成果の閲覧や証明交付申請におきまして、令和３年１２月２３日に「名張市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱」を別添のとおり制定いたしましたので、ご案内申し上げます。

地籍調査等の成果の証明交付につきましては、有償となります。（１枚当たり３００円）地籍調査の暫定成果におきましては、従来どおり写しの交付はいたしておりますが、その土地の登記名義人または登記名義人の法定相続人、若しくは登記名義人または登記名義人の法定相続人から委任を受けた土地家屋調査士または司法書士に限り交付申請が可能となります。

なお、詳しくは名張市ホームページに掲載しておりますのでご覧ください。
（　https://www.city.nabari.lg.jp/s042/010/010/090/170/seika_koufu.html　）

ご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

＜事務担当＞
名張市都市整備部 用地対策室
℡　６３－７９５２（直通）

名張市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、国土調査法（昭和２６年法律第１８０号。以下「法」という。）に基づき名張市が実施した国土調査の成果及び測量成果について、広く一般の利便に資するため、成果等の閲覧及び交付に関して必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第２条　この要綱において「成果等」とは、法第１９条第２項の規定により認証された成果又は同条第５項の規定により指定された地図及び簿冊並びにこれらに関わる成果をいう。

２　この要綱において「暫定成果」とは、法第１９条第２項の規定による認証又は同条第５項の規定による指定を受ける以前の成果であって、地籍調査事業工程管理及び検査規程（平成１４年３月１４日付け国土国第５９１号国土交通省土地・水資源局長通知）に基づく検査を本市が実施したものをいう。

（成果等の種類）

第３条　閲覧又は写しの交付に供する成果等は、次に掲げるものとする。

（１）地籍図根三角点成果表及び点の記

（２）地籍図根多角点成果表

（３）地籍図根測量網図

（４）一筆地測量成果

（５）地籍図

（６）地籍簿

（７）法第１９条第５項の規定により指定されたもののうち、前各号に掲げる成果等に相当するもの

（成果等の閲覧）

第４条　成果等の閲覧を行おうとする者は、市長にその旨を申し出るものとする。

（成果等の写しの交付）

第５条　第３条各号に掲げる成果等の写しの交付を受けようとする者は、名張市地籍調査成果等交付申請書（様式第１号）を市長に提出することにより、交付を申請するものとする。

２　市長は、前項の規定による申請があったときは、当該申請に係る成果等の写しに法第１９条第２項の規定により認証され、又は同条第５項の規定により指定された成果等と相違ないことを証明する旨を付記して交付するものとする。

３　市長は、前項の規定による交付に当たっては、名張市手数料徴収条例（昭和４０年条例第１１号）別表第１に規定する手数料を徴収するものとする。

（閲覧及び成果の写しの交付の例外）

第６条　市長は、第３条各号に掲げる成果等の閲覧の申出又は写しの交付の申請があった場合において、当該成果等が次の各号のいずれかに該当するときは、これに応じないことが

できるものとする。

（１）当該成果等に誤りがあり、その調査又は修正を行っているとき。

（２）閲覧の申出又は写しの交付の申請があった成果等が、名張市個人情報保護条例（平成１５年条例第１号）に規定する個人情報に該当し、閲覧の申出又は写しの交付申請を行った者が開示請求権を有していないとき。

（暫定成果の種類）

第７条　写しの交付に供する暫定成果は、次に掲げるものとする。

（１）地籍図根三角点成果簿

（２）地籍図根多角点成果簿

（３）地籍図根測量網図

（４）筆界点成果簿

（５）筆界点番号図

（暫定成果の閲覧）

第８条　暫定成果の閲覧を行おうとする者は、市長にその旨を申し出るものとする。

２　暫定成果の閲覧の申出を行うことができる者は、前条第１号から第３号までに掲げる暫定成果にあってはその地籍図根三角点又は地籍図根多角点を用いて測量を実施する者に、同条第４号又は第５号に掲げる暫定成果にあっては次に掲げる者に限るものとする。

（１）その筆の登記名義人又はその相続人

（２）前号に規定する者からの委任を受けた土地家屋調査士法（昭和２５年法律第２２８号）第８条に基づき登録された土地家屋調査士又は司法書士法（昭和２５年法律第１９７号）第８条に基づき登録された司法書士

３　市長は、前項の規定にかかわらず、国の機関（裁判所を含む。）又は地方公共団体の機関より公共事業、裁判又は筆界特定制度の用に供するため、暫定成果の交付を求められたときは、これに応じることができるものとする。

４　暫定成果の閲覧に当たっては、手数料の徴収は行わないものとする。

（暫定成果の写しの交付）

第９条　第７条各号に掲げる暫定成果の写しの交付を受けようとする者は、名張市地籍調査暫定成果（写）交付申出書（様式第２号）を市長に提出することにより、申し出るものとする。

２　前条第２項から第４項までの規定は、暫定成果の写しの交付について準用する。

（暫定成果の取扱い）

第１０条　交付する暫定成果は、前条第１項の規定による申出のあった時点で測量又は調査が完了しているものに限るものとし、必要な部分を複写したものを交付するものとする。

（暫定成果の写しの交付の利用）

第１１条　暫定成果の写しの交付を受ける者又はこれを利用する者は、この成果が暫定であ

ることを理解し、その利用に当たっては十分な確認及び点検を行うものとする。

2　暫定成果の写しの交付を受ける者は、この暫定成果を用いて得た結果により支障又は損害が発生する可能性があることを理解し、万一これらが発生した場合の責は全て交付を受けた者が負うものとする。

附　則

この要綱は、告示の日から施行する。

様式第１号（第５条関係）

年　　月　　日

名張市地籍調査成果等交付申請書

名張市長　　宛て

名張市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱（令和３年名張市告示第１５３号）第５条第１項の規定により、次のとおり申請します。

交付申請者 (窓口に来られた方)	住　所	
	氏　名	
	連絡先	

１．交付を申請する成果等

	成果の種類	交付申請する成果等	件数
□	地籍図根三角点成果	□ 成果表　□ 点の記	件　　枚
□	地籍図根多角点成果	□ 成果表	件　　枚
□	地籍図根測量網図	□ 三角点網図　□ 多角点網図	枚
□	一筆地測量成果	□ 座標成果簿　□ 一筆地測量図	件　　枚
□	地籍図		枚
□	地籍簿		枚

２．交付を申請する土地又は基準点の表示

土　地	土地の所在		名張市
	申請する地番		
基準点			

３．申請の理由

□ 境界の確認のため　□ 境界復元のため　□ 分筆登記のため　□ 測量のため
□ その他（　　）

※担当記入欄

手数料	受　付	交　付	確　認
件　　円			

様式第２号（第９条関係）

年　　月　　日

名張市地籍調査暫定成果（写）交付申出書

名張市長　　宛て

名張市地籍調査成果等の交付に関する事務取扱要綱（令和３年名張市告示第１５３号）第９条第１項の規定により、次のとおり申し出ます。

なお、交付を受ける成果は暫定のものであることを理解し、その利用に当たっては申出者の責任で境界等の確認及び点検を行い、利用により生じた損害等の責は申出者が負うことに同意します。

交付申出者	住　所	
	氏　名	注）土地家屋調査士及び司法書士にあっては、職印を押印してください。
	連絡先	

１．写しの交付を申し出る成果の種類

☐ 地籍図根三角点成果簿　☐ 地籍図根多角点成果簿　☐ 地籍図根測量網図
☐ 筆界点成果簿　☐ 筆界点番号図

２．写しの交付を申し出る土地又は基準点

土地の表示	登記名義人名		続　柄	
	所　在	地　番	所　在	地　番
基準点	交付を申し出る基準点の名称			

３．申出の理由

☐ 境界の確認のため　☐ 境界復元のため　☐ 分筆登記のため　☐ 測量のため
☐ その他（　　）

※担当記入欄

処理件数	受　付	交　付	確　認
件　　枚			